



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL0594-23-2448
 FAX0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL:http://mie-cri.com

今月の担当

社員税理士 中保 竜也
 松岡 優奈

円安 本当の怖さ

【はじめに】

良い天気（快晴）が続いています。
 朝・晩は冷え込む季節の移り変わりです。
 秋の訪れを届けてくれる**金木犀**。ふんわりとした
 甘い香りの**金木犀**。もうそろそろ終わりの季節です。

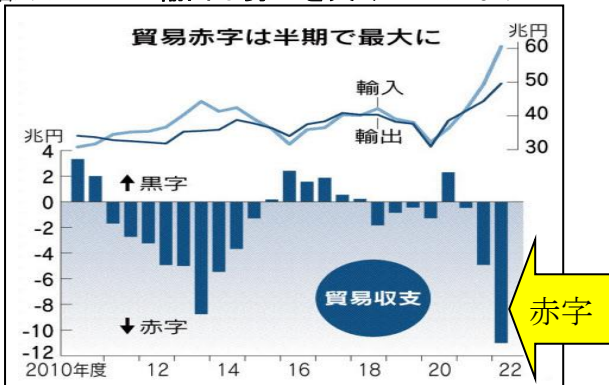


【貿易赤字の拡大】

貿易赤字の拡大が止まりません。
 財務省は、2022年度上期（4～9月）の貿易統計
 速報を発表致しました。

	金額	前年同期比
輸入額	60.58兆円	44.5%増
輸出額	49.57兆円	19.6%増
差引貿易収支	▼11.01兆円	—

輸入額：原油など国際価格の上昇と円安による。
 輸出額：米国向け自動車など増加する。
 輸出入とも、半期で最高額となりましたが、輸入
 の増加に比べて**輸出は勢いを欠く**ことになりました。



【円買い介入、7円急騰】

政府・日銀が、円買い・ドル売りの為替介入に
 踏み切りました。22日未明のことです。

21日には、32年ぶりに151円台に安値を更新し
 していました。

この過度な動きを阻止するため、為替介入を行っ
 ました。



今回は、実施を明らかにし
 ない「**覆面介入**」でした。

まるで、**忍者**のようです。

日本の単独介入で、円相場
 は一時1ドル=144円台まで
7円以上急騰しました。

【円安の本当の怖さ】

10年の差	円相場 (1ドルにつき)	ほぼ半値の買い物
2012年	79.8円	アベノミクス前
2022年10月21日	151円台	アベノミクス前の 2012年より ほぼ半値 で買物が 出来る。

アベノミクス（2013年6月14日発表）前の2012
 年の円相場は1ドル=79.8円でした。

この10月21日の円相場は151円まで円安になっ
 ていました。

すなはち、アベノミクス前では1ドル=79.8円
 だった買物が、21日では1ドル=151円もの買
 物が出る訳です。

アベノミクス前と比較して、**ほぼ半値**で買物
 が出来るのです。

問題は、この買物の中身です。外国人が日本で
 ハンドバックなどが安く買えることではないのです。

日本の企業を買ったり、水資源を買ったりと、
 日本の現場では、**物凄い勢いでこれらが買わ**
れているのです。

日銀の黒田総裁はこの現状を把握しているので
 しょうか！

経済というのは、信頼から成り立っているもので
 す。政治の小道具に、日銀があまりにも利用され
 続けている様です。日銀は日本の中央銀行として、
 その**役割意識**を、しっかりと**整理**して頂きたいです。

《代表社員 笹谷 俊道》

暑さは和らぎましたがまだ紫外線は多い時期です。「紫外線」と聞くとマイナスなイメージがあるか
 と思いますが、実は生活に有効活用されているのをご存じでしたか？

死亡保険金の非課税限度額

毎年 12 月になると税制改正大綱が公表されます。現時点では各省庁からの要望も公表されており、12 月中旬ごろの公表に向けて検討が進められています。あくまで要望のため大綱に入らず見送られる内容もありますが、ここ数年金融庁の要望事項に入っている『死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ』もその一つです。おそらく令和 5 年度も見送られる可能性が高いですが、今回は現行制度についておさらいをしたいと思います。

【現行制度について】

相続税において生命保険金の非課税枠があることをご存じの方は多いと思います。相続対策の中でも簡単に活用できる制度のため、すでに活用されている方も多いでしょう。

この制度は、被相続人が保険料を負担した生命保険契約で、被相続人の死亡によって給付される死亡保険金は相続税の課税対象となりますが、一定額までは課税しないというものです。

～非課税限度額～

500 万円×法定相続人の人数

例)法定相続人が配偶者と子供 2 人の場合
500 万円×3 人=1,500 万円

※上記例でまだ制度を活用されていなかった場合、新たに要件を満たす生命保険契約に加入し保険料 1,500 万円を払い込んでおくことで、相続発生時に数百万円の節税効果が得られることもあります

【まずは現状確認を！】

簡単に活用できる相続対策ではありますが、意外と活用できていないこともありますので、まずは現状を確認してみてください。

- ①現在どのような保険契約に加入しているか？
- ②非課税限度額は満たしているか？
- ③満たしていない場合は加入を検討！

※保険商品によっては、健康に不安のある方でも加入できるものがあります

<中保>

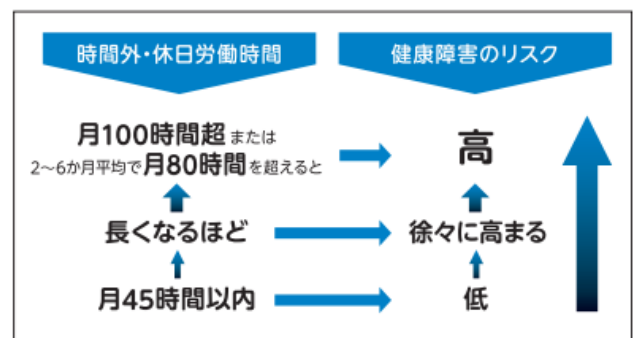
過労死等防止啓発月間

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や、業務における強い心理的負荷による精神疾患、これらを原因とする死亡のことを指します。悪質なパワハラや違法な長時間労働等、近年メディアで取り上げられる機会が増えており、労働者の関心も高まっています。

毎年 11 月は厚生労働省が定める『過労死等防止啓発月間』です。この機会に自社の労働環境を見直してみたいはいかがでしょうか。

【長時間労働について】

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因であると考えられ、医学的にも脳・心臓疾患との関連性が強いという知見が得られています。



長時間労働の削減に取り組むためには、まず労働者の労働時間を正確に把握することが大切です。労使が合意していたとしても、月 100 時間以上時間外・休日労働をさせることは違法です。過労死等やトラブルを防止するためにも、労働者の労働時間は正確に把握するようにしましょう。

【年次有給休暇について】

法定年次有給休暇日数が 10 日以上全ての労働者は、最低 5 日間、年次有給休暇を取得しなければなりません。しかし、これはあくまで最低限の取得義務で、国は 2025 年までに年次有給休暇の取得率を 70%以上にすることを目標としています。ワークライフバランスのとれた労働環境を整えることで、仕事の効率化にもつながるため、「働き方改革」と「休み方改革」の両方を行うことが大切です。

厚生労働省ホームページより

<松岡>

空気殺菌、パスポート、宝石や紙幣の鑑別に利用されています。
一見厄介なものかもしれませんが、紫外線にも様々な種類があり、私たちの生活の役に立っています。